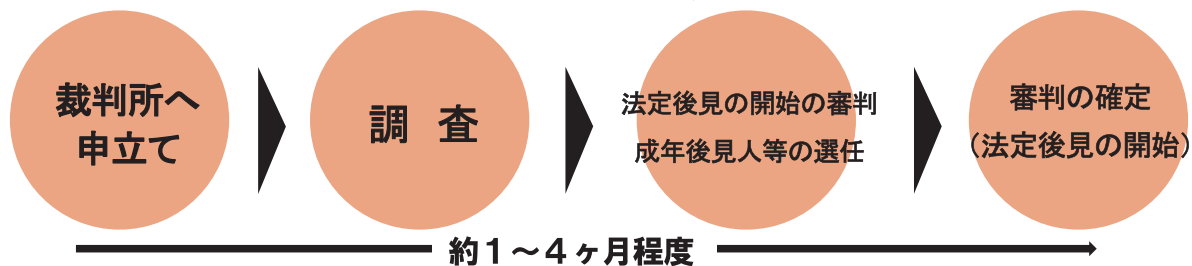




成年後見制度をご存知ですか？

認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由から判断能力が十分でない人の財産や権利を守るための制度です。家庭裁判所に選任された「後見人」や「保佐人」などが、本人にかわって財産の管理や日常生活上の手続きを行い、不利益を受けないようにします。以下、実際に成年後見制度を利用する際の申し立て手順となります。

申し立てから開始までの手続きの流れの概略



▶ 申立てができる方…本人・配偶者・4親等内の親族、検察官・市町村長等

▶ 申立て費用…申立てする方(弁護士等)によっても異なりますが、約15,000円から10万円程度

審判が確定し後見人がつくと、大きく分けて次の2つの役割を担います。

▶ 財産の適切な管理

預貯金や不動産、年金、日常生活費などを管理します。通帳や証書の保管、賃貸不動産の管理なども行います。



▶ 日常生活の支援

介護・福祉サービス利用の手続き、施設入所契約など本人の生活を支援します。入院時には費用の支払いもします。



▶ 問合せ 神崎町地域包括支援センター ☎ ⑦21 6 0 7

みんなで神崎なんじゃもん体操を学んでみませんか

運動サポーター養成講座

この講座は、介護予防に役立つ情報の提供や体操の指導、サポートを行うサポーターを養成する講座です。介護予防に興味のある方、地区で体操を友人とはじめたいとお考えの方は、ぜひお申し込みください。

- ▶ 日時 3月9日(㊟)、10日(㊤)、13日(㊦) 10:00～12:00
- ▶ 講師 Nextかとり 所長 多田 賢五 氏 (写真左)
リハビリセンター神崎 管理者 渡邊 要 氏 (写真右)
- ▶ 定員 10名 (先着順となります)
- ▶ 場所 神崎ふれあいプラザ 視聴覚室及び集団指導室
- ▶ 対象者 介護保険認定を受けていない方、指導者として体操を教えたい方 (※3日間参加できる方)
- ▶ 申込み期間 2月6日(㊦)～28日(㊤)
- ▶ 申込み・問合せ 地域包括支援センター ☎ ⑦21 6 0 7

